別紙

流行性疾患患者通報業務委託実施要領

１　目的

県内の流行性疾患の発生及び流行を早期に発見し、その状況を疫学的に考察するとともに効果的な防疫対策を迅速かつ円滑に推進する。

２　通報の対象者

医療機関に受診し、３に掲げるものとして判断された者

３　通報の対象疾患

麻しん及び風しん（疑い）

４　通報の方法　（下記「通報経路図」参照）

（１）前項の患者を診察した医師は、必要事項について別記報告用紙を用いて郡市医師会に通報する。

（２）郡市医師会は、（１）の情報（別記報告用紙）を県医師会に通報するとともに、管轄の県保健福祉事務所（保健所）及び中核市保健所へ情報提供する。

（３）県医師会は、（２）の情報を様式１により群馬県感染制御センター（衛生環境研究所）に通報する。

（４）当該対象疾患の通報は迅速に行い、可能な限り当日中とする。

（５）県医師会は、会員に通報状況を周知する。

５　実績報告書

県医師会は通報された年間の情報を整理し、様式２により群馬県健康福祉部保健予防課に報告する。

【通報経路図】

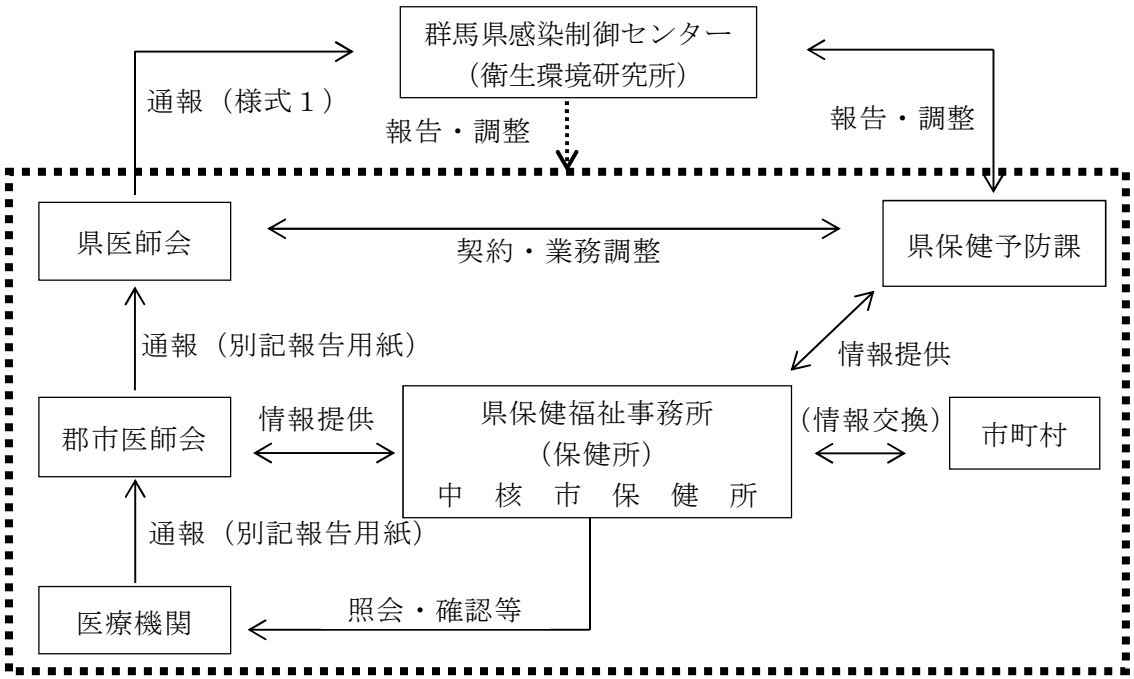

附則

この実施要領は、平成２３年４月１日から適用する。

この実施要領は、平成２６年４月１日から適用する。

この実施要領は、平成２８年４月１日から適用する。

この実施要領は、平成２９年４月１日から適用する。

この実施要領は、平成３１（２０１９）年４月１日から適用する。